

一般社団法人日本保育保健協議会
会長 藤田 位

2026年度 団体会員年会費の減額のお知らせ

平素より当協議会の活動にご支援ご協力いただき誠にありがとうございます。

保育施設の運営に携わられている皆様方におかれましては、少子化や保育士不足の影響で児童の定員確保や保育士確保などご苦勞が絶えないことと思います。

こうした状況のもと、当協議会では団体会員の一部年会費を以下のように減額させていただくことといたしました。

《変更内容》

- ① 保育施設ごとに会員登録いただいている団体会員を団体会員「保育施設会員(個別)」とします。
- ② 団体会員「保育施設会員(個別)」の年会費を減額

保育施設を取り巻く環境に配慮し、僅かではありますが年会費を22,000円から18,000円に減額いたします。

【年会費】18,000円

【実施日】2026年4月1日より

【刊行物等】登録住所へ1冊送付

【オンライン講座】現状通り同一施設内の職員何名でも受講可能

【会員専用「質問箱」(協議会ホームページ)の利用】

【災害復興支援積立金】支給審査対象

「災害復興支援積立金」

近年台風や長雨、大雪等の大規模災害の頻発や首都直下型地震や南海トラフ大地震の発生も懸念されます。

当協議会では大規模な自然災害で被災した保育施設への支援体制構築のため「災害支援復興支援積立金」を2025年度より設定いたしました。

【積立金総額】初年度1,000万円

【支援金額】上限50万円/施設(災害の規模、被災件数、被災状況により変動する)

一つの災害に対する支援総額の上限は、積立金残額の1/3までとする。

《お問い合わせ先》

ご不明な点等ございましたら下記へご連絡ください。

一般社団法人日本保育保健協議会 事務局

Mail: hoikuhoken-office@themis.ocn.ne.jp

2026年度 団体会員区分の新設について

現在、当協議会の団体会員には個別の保育施設以外にも市区町村の保育施設統括部門や市区町村の医師会、大学図書館など多様な団体が会員としてご登録いただいています。このため、2026年4月1日より、以下のように団体会員区分の新設および変更を行うことといたしました。

該当する会員の皆様には、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

団体会員を「保育施設会員(個別)」「保育施設会員(統括部門)」「その他団体会員」の3区分に変更します。

- 1) 「保育施設会員(個別)」 年会費：18,000円
保育施設ごとの会員登録
- 2) 「保育施設会員(統括部門)」 年会費：22,000円
複数の保育施設を運営する法人や市区町村などで保育事業の統括部門を有する場合に限り、統括部門での会員登録が可能(例 法人〇〇保育事業部、〇〇市役所保育課など)
刊行物等：統括部門に1冊のみの送付
オンライン講座：管轄する保育施設の中で受講を希望する施設数×会員価格で受講可能
※参加申込は当協議会指定の参加申込書で統括部門からの一括申請・振込
- 3) 「その他団体会員」 年会費：22,000円
保育施設以外の団体会員(例 市区町村の医師会や大学図書館など)

団体会員			
名称	保育施設会員 (個別)	保育施設会員 (統括部門)	その他団体会員
対象	保育施設 (保育所・こども園・ 病児保育施設など)	複数の保育施設を運営する法人 複数の公立保育園を運営する 市区町村	市区町村の医師会や 大学図書館など
入会基準	保育施設	保育施設の事業統括部門を 有すること	保育施設を持たない 団体会員
入会登録	保育施設ごとで登録	事業統括部門で登録	団体名で登録
年会費	18,000円	22,000円	22,000円
機関誌	登録住所に1冊のみ送付		
オンライン講座 (参加費)	会員価格×1	会員価格×参加施設数	会員価格×参加施設数

※ 複数の保育施設を運営し統括部門を有する法人で、「保育施設会員(個別)」から「保育施設会員(統括部門)」への変更をご希望される場合は、2026年5月までに事務局までご連絡ください。

連絡先 Mail : hoikuhoken-office@themis.ocn.ne.jp